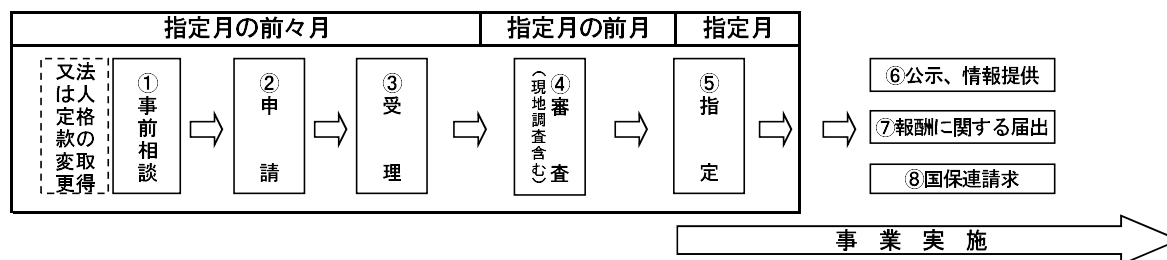


指定障害福祉サービス事業者 申請から指定までの流れ
指定障害児通所支援事業者



法人格の取得 又は 定款変更

- 既に法人登記済で新規に事業参入する法人で、定款に申請に係る事業目的が記載されていない場合は、目的変更登記を済ませてください。
- 【記載例】「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく一般相談支援事業」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業」「児童福祉法に基づく障害児通所支援事業」「児童福祉法に基づく障害児相談支援事業」 } 児童福祉法（障害児関係）
- ※ 社会福祉法人については定款準則のとおり

★平成25年4月1日より、障害者自立支援法の名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されましたので、施行に合わせ、「障害者自立支援法」の記載になっている事業者は法律名称部分を改正してください。

1. 事前相談（必須）

- 指定申請にあたっては必ず事前相談が必要です。なお、障害福祉サービス事業については、「事前相談シート」を作成のうえ、指定申請書類締切日の2週間前までに事前相談を行ってください。

※ご来庁の際は、5営業日前までに電話にて予約してください。

(障害福祉サービス・障害児支援) → 奈良県障害福祉課自立支援・療育係 TEL: 0742-27-8513

2. 申請

- 指定年月日の前々月の末日までに提出してください。【例】5月1日指定→3月31日までに提出
- 郵送による申請は受付不可。5営業日前までに電話で予約のうえ、直接窓口を持参して提出してください。
- 申請手数料は無料。

※奈良市内で開設する障害福祉サービスの事業所については、奈良市障がい福祉課に申請してください。(TEL: 0742-34-4593)

3. 受理

- 申請受付期間内に指定申請書類が受理されなければなりません。
- 申請書類の記載内容に不備があった場合は、受理できません。当該不備が是正された時点で受理します。

4. 審査

- 人員、設備及び運営基準等を満たしているか、書類審査を行います。
- 必要な事業所には、現地調査を行います。(日時は事前に電話で連絡します。)

5. 指定

- 原則、毎月1日付けで指定。
- 指定通知書等を事業所宛に特定記録郵便で送付します。

6. 公示、情報提供

- 「奈良県公報」に登載します。
- 各市町村や関係機関へ通知します。
- 「TWAM NET (福祉・保健・医療情報サイト)」で指定事業者の情報提供を行います。

7. 報酬に関する届出

- 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の提出。(毎月15日締切→翌月の提供分から適応)(児童福祉法関係は「障害児通所給付費算定に係る体制等に関する届出書」)

8. 国保連請求

- 国保連から、インターネット請求に必要な「テストID」「仮パスワード」の通知及び、「簡易入力ソフト」「操作マニュアル」が郵送で届きます。
 - 口座情報を国保連に提出
 - 「電子証明書」の取得
 - 「簡易入力システム」のダウンロード及びセットアップ
 - 接続確認(テストデータの送信及び国保連への到達確認)
 - 「請求本番号ID」「パスワード」が国保連から郵送で届きます。
 - ①～⑤を完了の上、国保連に請求
 - サービス提供月の翌月の10日までに、インターネットにより行ってください。
 - 給付費の支払は、原則としてサービス提供月の翌々月中旬頃となります。
 - インターネット請求に係る準備作業、各種手続、簡易入力システムへの入力方法等のご質問は、国保連協会にお問い合わせください。

奈良県国民健康保険団体連合会 TEL: 0744-29-8311